



# 鳥取県公報

平成 30 年 2 月 16 日 (金)  
第 8 9 7 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 都市計画の変更 (83) (技術企画課) . . . . . 2
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集 (3) (教育総務課) . . . . . 2
- ◇ 公 告 大規模店舗の設置の届出 (住まいまちづくり課) . . . . . 2
- ◇ 調達公告 公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (労働政策課) . . . . . 3

## 告 示

### 鳥取県告示第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画区域区分  
米子境港都市計画臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 米子境港都市計画区域区分  
変更する部分  
境港市昭和町
  - (2) 米子境港都市計画臨港地区  
変更する部分  
境港市昭和町
- 3 縦覧場所  
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び境港市建設部都市整備課（境港市上道町3000）

## 教 育 委 員 会 告 示

### 鳥取県教育委員会告示第3号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成30年2月16日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成30年2月19日（月）午後1時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成30年度鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準について
  - (2) その他

## 公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成30年2月16日から平成30年4月16日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成30年4月16日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社エスマート 代表取締役 川木 光義

- 鳥取市湖山町北三丁目303
- 2 大規模店舗の名称  
(仮称) エスマート河原店
  - 3 大規模店舗の敷地の所在地  
鳥取市河原町布袋198-1 外
  - 4 大規模店舗の用途  
物販店舗
  - 5 大規模店舗の総床面積  
2,151平方メートル
  - 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日  
平成30年7月31日
  - 7 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 (鳥取市東町一丁目220)

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成30年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 鳥取県中小企業労働相談所運営業務
- (2) 業務内容

主な業務の内容は、次のとおりとする。なお、詳細は、鳥取県中小企業労働相談所運営業務プロポーザル選考実施要領（以下「実施要領」という。）による。

#### ア 労働雇用相談支援業務

県下3地区に相談所を設置し、労使双方からの労働及び雇用に関する相談に対して、労働・雇用相談員により助言、情報提供等を行うとともに、労働及び雇用に関する情報を広く発信し、労使関係の安定及び適切な労務管理の実施を支援する。

#### イ 労働教育推進業務

基本的な労働関係法令等の学習機会を提供し、適宜の情報提供を通じて労使間の紛争の予防を図る。

#### ウ 労務管理改善助言業務

事業所等（労働組合を含む。）が実施する働きやすい職場づくりに向けた社内研修等に講師を派遣して、労使双方に働きやすい職場づくりに向けた意識啓発を図る。

- (3) 委託期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- (4) 予算額 81,036千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に本店、支店等の事業所を有する団体（法人格の有無は問わない。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成30年2月16日（金）から企画提案書等の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 事業実施のための団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びに責任者等を明確にした規約その他の規程が定められていること。
- (5) 平成30年4月1日から委託業務を開始できる者であること。

### 3 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査では、鳥取県中小企業労働相談所運営業務委託に係る審査要領に示すところにより参加者を順位付けるものとし、最も上位の順位となった者を、最優秀提案者として選定する。

### 4 手続等

#### (1) 実施要領の交付

実施要領は、平成30年2月16日（金）から同年3月6日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/153356.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び時間

平成30年2月16日（金）から同年3月6日（火）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

#### イ 交付場所及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部雇用人材局労働政策課

電話 0857-26-7231

ファクシミリ 0857-26-8169

電子メール roudou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 企画提案書等の提出

#### ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書等の提出を希望する者は、実施要領に示すところにより、企画提案書等を作成し、持参し、又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展と明記すること。）によること。

#### イ 提出部数

4部

#### ウ 提出場所

(1)のイに同じ。

#### エ 提出期間

平成30年2月16日（金）から同年3月6日（火）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、送付による場合は、同日午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

#### (3) 質問の受付

#### ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、質問書（任意様式）を作成し、持参、ファクシミリ、又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。

#### イ 提出場所

(1)のイに同じ。

#### ウ 提出期間

平成30年2月16日（金）から同月23日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、同日午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

### 5 契約の締結

3により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。この

交渉には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。交渉が不調のときは、3により順位付けされた上位の者から順に契約の締結の交渉を行う。

#### 6 その他

- (1) 鳥取県議会平成30年2月定例会において、本件調達に係る予算が否決されたときは、受託者を選定した場合であっても、契約は締結しないものとする。
- (2) 2に掲げる参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。
- (3) この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (4) この公告に定めるもののほか、本件公募型プロポーザルの詳細は、実施要領による。